

令和 2 年

## 第 5 回 三川町議会臨時会会議録

令和 2 年 11 月 30 日 開 会

令和 2 年 11 月 30 日 閉 会

三川町議会事務局

# 目 次

第 1 日                    11月30日(月)                    会議録第1号

会議録署名議員の指名 .....	3
会期の決定 .....	3
議第61号 三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について .....	3

## 令和2年第5回三川町議会臨時会会議録

1. 令和2年11月30日三川町議会臨時会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	黒田浩総務課長
高橋誠一企画調整課長	加藤善幸町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	須藤輝一産業振興課長併 農業委員会事務局長
丸山誠司建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長兼 子育て交流施設整備主幹兼 保育園主幹併 農村環境改善センター所長
和田勉監査委員	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤仁志 議会事務局長	菅原明大 書記	渡部貴裕 書記
-------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日            11月30日(月)        午前9時30分開会

    日程第 1        会議録署名議員の指名

    日程第 2        会期の決定

    日程第 3        議第61号        三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

○ 閉 会

○議長（小林茂吉議員） ただいまから令和2年第5回三川町議会臨時会を開会します。  
(午前 9時30分)

○議長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番 鈴木重行議員、  
2番 志田徳久議員、以上2名を指名します。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る11月25日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本臨時会には、町長提案として条例の設定1件であり、会期については、本日1日間と決定を見たものであります。

なお、議事日程については、お手元に配布のとおりであり、本臨時会の進行が予定どおり終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日1日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3、議第61号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第61号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本町の一般職及び特別職の職員の給与について、山形県人事委員会の勧告等に準拠し改正いたしたく提案いたすものであります。

その改正の概要を申し上げますと、まず一般職の職員については、期末手当を年間0.05月分引き下げるものであります。また、特別職の職員についても期末手当に係る支給率を同様に引き下げ、技能労務職の職員については、規則において一般職の職員に準じて改正いたすものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 所管の課長より補足説明を求めます。

黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） それでは、細部につきましてご説明申し上げます。

初めに、事前に配布いたしました人事院の給与勧告の骨子及び山形県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の概要に基づき、このたびの勧告のポイントについてご説明申し上げます。

まず1ページの人事院勧告の骨子をご覧ください。

給与勧告の基本的な考え方は、経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与水準に準拠して定めることとしており、民間給与との格差に基づく給与改定を行うものであります。

その内容は、一般の職員の期末手当を民間の支給割合との均衡を図るため、0.05月分を引き下げるとしたものであります。一方、月例給については、2ページに記載のとおり、民間給与との格差が極めて小さいことから月例給の改定は行わないとしたものであります。

次に、3ページ及び4ページの県の人事委員会の報告及び勧告の概要をご覧ください。

勧告の内容は、県内民間の支給状況を踏まえ、期末手当を0.05月分引き下げとするものの、月例給については県内民間給与との格差が極めて小さいため改定を行わないとするものであります。

以上が給与勧告のポイントであります。本町におきましては、周辺市町の状況を勘案しながら、県人事委員会の勧告に準拠して改正するものであります。

続きまして、上程しております議案について、お配りしている新旧対照表によりご説明申し上げます。

初めに、議案の第1条関係については、再任用職員以外の一般職の職員の期末手当について、12月期の支給月数を5/100引き下げるものであります。

次に、第2条関係については、令和3年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給月数の平準化に関する勧告があったことから、所要の改正をいたすものであります。

次に、第3条関係については、常勤特別職の職員の期末手当について、一般職の職員と同様に、12月期の支給月数を5/100引き下げるものであります。

次に、第4条関係については、令和3年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給月数の平準化を図るため、所要の改正をいたすものであります。

以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 県人事院勧告に準拠した期末手当の減額ということでありました。減額率は理解するものでありますけれども、予算の影響について今回の条例改正によってどのぐらいの影響があるものか。町全体として職員給与と金額的にどのぐらい影響のあるものになるのかお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 今回の改正によります影響額につきましては、一般職それから特別職を合わせて約175万円の減額となる見込みでございます。

○議長（小林茂吉議員） 他に質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから議第61号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第61号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和2年第5回三川町議会臨時会を閉会いたします。

（午前 9時40分）

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

令和2年11月30日

三川町議会議長

三川町議会議員 1番

三川町議会議員 2番